

新任民生委員・児童委員



問合せ 社会福祉課庶務係内 112

民生委員・児童委員は、地域福祉のボランティアです。介護が必要な方や子育てで悩んでいる方などの相談や支援を行い、行政との橋渡し役として活動しています。

新任民生委員・児童委員

第一地区-7（本町第一、本町第二（各一部）、第二地区-3（神明台上（上））、第二地区-4（都営神明台）の3名の民生委員・児童委員が、10月1日付で委嘱されました。



▲市公式サイト

地区	No.	氏名	担当地区	電話
第一地区	1	松本 亜紀子	川崎東	080-1307-3157
	2	小西 麻由美	上水通り	554-8016
	3	竹内 いづみ	川崎西	554-0243
	4	島田 妃登美	本町第二（一部）、 本町第三	554-6451
	5	小林 あや子	東第一	554-0279
	6	星野 晃	清流	090-1051-4350
	7	瀧島 忠典	本町第一、本町 第二（各一部）	554-2239
	8	本間 緑	本町第一（一部）、 旭ヶ丘	554-5557
	9	島田 瑞枝	奈賀一、東第二	554-5043
	10	武田 優子	奈賀二、田ノ上 第三	090-7715-5390
	11	伊藤 浩美	田ノ上第一	090-4747-5793
	12	前田 富美子	田ノ上第二	555-6136
	13	佐々木 さと子	間坂第二	554-6305
	14	高橋 正太郎	間坂第一	090-4532-3359
	15	鈴木 誠	宮地（一部）	555-3909
	16	数見 知佐子	宮地（一部）	070-4490-4474
	17	石川 志津子	美原（一部）	555-0778
	18	江上 美恵子	美原（一部）	554-7730
	19	福田 直也	小作台西（一部）	080-9286-5082
	20	平岩 静子	小作台西（一部）	579-1125
	21	横塚 智子	小作台西（一部）	578-0886
	22	下田 明子	小作本町	554-0283
	23	青柳 祐輝	小作台東（一部）	090-9003-9925
	24	早野 和則	小作台東（一部）	555-3906
	25	水嶋 恵子	（主任児童委員）	533-6454
	26	谷口 美江	（主任児童委員）	555-0188

地区	No.	氏名	担当地区	電話
第二地区	1	高松 史朗	双葉富士見	513-4315
	2	渡辺 静佳	双葉町松原	090-9682-7836
	3	鬼塚 英治	神明台上（一部）	090-4670-4224
	4	福島 健悟	都営神明台	090-3333-5995
	5	芝 美帆	神明台上（一部）	090-2236-4628
	6	鈴木 由希	神明台住宅・神明台 （一部）	090-5499-0397
	7	北峯 睦	神明台（一部）	090-2322-0735
	8	川口 陽子	神明台（一部）	554-8889
	9	市川 三千代	神明台（一部）	555-1251
	10	越前 桂子	緑ヶ丘三丁目	555-6692
	11	野村 とし子	羽村団地・富士見平 第一（各一部）	554-7242
	12	永瀬 克彦	東台・羽村団地（各 一部）	555-6287
	13	岡崎 久枝	富士見平第一・東台 （各一部）	555-2946
	14	馬場 武	五ノ神中・五ノ神東（各 一部）	080-1045-5798
	15	寺島 昌弘	五ノ神東（一部）	555-6010
	16	中野 裕子	五ノ神中（一部）	554-1852
	17	中山 暢子	緑ヶ丘第二	579-1756
	18	中村 純子	緑ヶ丘第一	554-5572
	19	新島 美千代	緑ヶ丘西（一部）	555-3491
	20	村上 由起子	緑ヶ丘西（一部）	090-1848-3822
	21	田島 智子	栄町第二（一部）	080-7483-0503
	22	山崎 裕代	栄町第二（一部）	090-7189-8142
	23	奥平 睦美	栄町第一（一部）	554-3094
	24	藤田 美代	栄町第一（一部）	555-2907
	25	郷 佳代	（主任児童委員）	090-6010-0722
	26	渡江 幸子	（主任児童委員）	090-5191-4053

高齢の方への主な福祉施策 ～いつまでも安心して暮らしていくために～

いずれも事前に申請が必要です。事業によっては訪問調査が必要な場合があります。詳しくは問い合わせてください。

問合せ 高齢福祉介護課高齢福祉係内 178

事業	対象	内容
要介護高齢者 おむつ給付事業	○在宅の65歳以上で要介護3以上の常時おむつを必要とする方 ○要支援1・2、要介護1・2で疾病などにより常時失禁状態と認められる方（生活保護受給者を除く）	市が指定するおむつの給付（1人1か月4,000円を限度） ※給付にかかる費用の1割は自己負担
ねたきり高齢者 寝具乾燥事業	○在宅で寝具の乾燥が困難な65歳以上のひとり暮らし・高齢者のみの世帯 ○在宅で65歳以上のねたきりの方がいる世帯	ねたきりの方が常時使用している寝具類を、1か月1回5枚まで乾燥
高齢者 自立支援 住宅改修 給付事業	○設備改修：在宅のおおむね65歳以上で要介護認定を受け、住宅の改修が必要と認められる方 ○予防給付：要介護認定の結果が非該当の方	○設備改修：浴槽の取替え（上限37万9,000円）、洗面台の取替え（上限15万6,000円） ○予防給付：手すりの取付け、床の段差解消など、介護保険と同内容（上限20万円） ※給付にかかる費用の1～3割は自己負担 ※必ず改修前に相談してください。
高齢者救急通報 システム事業	65歳以上のひとり暮らし世帯などで身体上慢性疾患（心疾患・循環器）により常時注意を要する方	救急通報システム機器の設置貸与 ※所得に応じて一部費用負担あり
高齢者住宅火災 直接通報 システム事業	おおむね65歳以上のひとり暮らし・高齢者のみの世帯で、身体上慢性疾患などにより常時注意と防災などの配慮が必要な方	住宅用火災通報機器などの設置貸与 ※所得に応じて一部費用負担あり
徘徊高齢者 探索サービス 事業	おおむね65歳以上の認知症による徘徊行動がある方を在宅で介護している方	GPS端末機器（高齢者の位置情報提供システム）の貸与 ※利用にかかる費用の1割は自己負担 あんしん見守りシール（二次元コードが印字されたラベルシール。高齢者の衣服や鞆に貼付し、発見者が二次元コードを読み取ると介護者に通知が届くもの）の交付 ※見守りシール40枚まで無料
水道・下水道の 使用料助成	70歳以上のひとり暮らし・高齢者のみの世帯の方①世帯構成員全員の助成を受ける年度の市民税が非課税であること②生活保護受給世帯でないこと③水道・下水道使用料の滞納がないこと	上下水道料の基本料金を助成（最小口径（13mm）1水栓分）
福祉電話事業	65歳以上のひとり暮らし・高齢者のみ世帯で電話がない世帯／70歳以上のひとり暮らし・高齢者のみ世帯で電話がある世帯①市内に親族が住んでいない②生計中心者の前年分の所得税が年額4万2,000円以下の世帯で定期的に安否確認が必要な世帯	基本使用料と通話料金（月600円まで）を助成。電話のない世帯には電話を貸与
補聴器購入費用 助成	○65歳以上の方 ○直近の市民税が非課税の方 ○障害者手帳（聴覚障害）交付対象にならない方 ○補聴器の装用が必要であると耳鼻咽喉科医師が記載した意見書を得られる方	補聴器の購入費用（上限4万円まで）のみ助成 ※助成決定前に購入済みの補聴器や集音器は対象外

水道・下水道の使用料を助成します

市では、夏場の4か月間における水道料金の基本料金と従量料金の一部を無償としています。高齢福祉介護課及び障害福祉課の「水道および下水道の使用料助成」を受けている方も対象となります。無償化の対象となる期間（11月振込分）の助成額は、下水道使用料相当額のみとなります。